

令和6年度山形県動物愛護推進協議会議事概要

1. 山形県動物愛護管理推進計画の取組状況について

【委員】

資料中の施策1-具体策3「不適切な飼い方をする飼い主への指導強化」の取組状況に「犬猫に関する苦情件数」が掲載されているが、中には相談であったものも含まれるのか。そうであれば、分けて計上していただいた方が良いと考える。

【事務局】

相談件数も含まれる。苦情として受けたが、詳細を聞くと相談であった、というものもある。計上方法については、今後検討したい。

【委員】

施策6「産業動物の適正な取扱いの推進」について、立入実施率が100%とならなかった要因は何か。

【事務局】

飼養衛生管理基準の遵守状況や農場規模により、毎年ではなく2年に1回、3年に1回の立入となった施設があったためである。

【委員】

本計画に取り組むにあたって、今後の一番大きな課題は何と考えているか。

【事務局】

殺処分頭数や死亡収容数の減少、多頭飼育事案への対応のためには、保健所だけの努力では難しいところもあるため、ボランティア団体や県獣医師会、福祉関係団体、市町村等関係者との協力体制が必要であると考えている。

2. やまがた動物愛護フェスティバル2024の実施結果について

【委員】

屋内会場については、道の駅にふらっと立ち寄った方は多くいらっしゃったが、ペットが立ち入ることができなかったこともあり、本フェスティバルを目当てとした方の来場はあまり多

くない印象があった。

【事務局】

いただいた意見を参考としながら、今後の開催方法を検討していきたい。

3. その他

(1) 7月豪雨被害におけるペット同行避難者に対する支援について

令和6年7月に発生した、庄内地域、最上地域をはじめとした豪雨被害におけるペット同行避難者への支援について、県の対応を情報提供した。

【事務局】

今年7月に庄内地域・最上地域をはじめとして発生した豪雨被害の際には、多くの避難所が開設された。保健所による見回りやボランティア団体との情報共有により、一部避難所へのペット同行避難が確認された。県では、関係自治体やボランティア団体との連絡を密に行ったほか、避難所でチラシを掲示する等して、課題や避難者からの要望等の把握に努めたところである。

同行避難するための準備が整っていなかったり、他の避難者のことを思って遠慮したりしたため避難所には避難しなかったという声や、同行避難したが自家用車の中で飼養した等の様子が散見されたことから、ペットの健康に配慮しつつ、避難所に避難した飼養者・非飼養者が互いに不快な思いをせず過ごせるようにするため、飼養者、避難所運営者（市町村）に平時から準備を進めるよう、今後とも周知啓発を進めたい。

【委員】

動物愛護推進計画の施策10 具体策2「災害の発生に備えた体制整備及びマニュアルの作成」では、各指定避難所におけるペット同行避難受入状況を把握しているとのことであったが、今回の発災時に開設した指定避難所について、「可」としていたのに実際は受入れなかった、「不可」としていたのに実際は受入れたという事例はあったか。

【事務局】

開設されたすべての避難所について状況を把握したわけではないが、今回確認した避難所については見受けられなかった。

【委員】

受入れ可とされていたにもかかわらず、実際に避難したところ受入れ不可となっていたというような事例があると、今後災害があった際に、避難所への同行避難を躊躇する可能性があると思われるので、受入れ可としている指定避難所についてはそのとおり受入れ可として運営することが重要であると考えます。以前の協議会で、ペット同行避難については集中的に議論がなされた経緯もあるので、今後も適切な運営について協議会の場で注視していきたい。

【委員】

災害時、各避難所で重要となるのが、避難者用の食料や排泄関係の準備であると考えます。食料や簡易トイレの備蓄は各避難所で進められていると思われるが、同行避難してきたペット用の備蓄について、各保健所で準備しているものはあるのか。

【事務局】

県として、同行避難者のために備蓄しているものはない。本県が作成した同行避難マニュアルでは、飼養者自身が自分のペットに合った餌やペットシート等を常備することとしている。ペットを飼っていない避難者ともトラブルなく避難所で過ごすためには、何を準備しておくべきか、飼養者自ら考えていくよう促している。

また、各市町村には、避難所で同行避難を受入れた際に必要となるものは何なのかということと事前に検討・準備いただき、避難してきた飼養者のニーズに合わせてそれらをすぐ提供できるような体制を整備するよう周知している。

(2) 県内の動物愛護等に関する活動について

委員から各地域における動物愛護活動について報告があった。

【委員】

飼養者から適正飼養等について相談を受け、一緒に解決方法を検討したりしている。また、防災に係る活動も行っており、近年は県等行政機関とも協力して活動している。災害後支援として、最上地域の豪雨被害における被災者支援として避難所や仮設住宅を訪問したり、能登半島地震における被災動物支援として、現地動物対策本部が運営する施設での飼養保管等に協力したりしている。

(3) その他

【委員】

捨て猫を発見したら遺棄として必ず警察に通報すべきか。遺棄に当たるか否か、どう判断すべきか。

【事務局】

捨て猫について、最終的にそれが遺棄にあたるかどうかは警察が判断することになるが、どういう状況で発見したのか等、警察に通報・説明していただきたい。

なお、保健所では、事件性があるかどうかといった点について警察から助言を求められることもあり、協働して対応している。

【委員】

本県は災害が少ないところであると感じていたが、昨今は度々発生し被害が見られているため、発災時に対応できる体制の構築が重要であると考えます。今後、しっかりとした対応を行っていただけるよう、皆様と協力を深めていきたい。

課題は様々あるが、動物愛護管理推進計画が着実に推し進められるよう、今後とも皆様には御協力いただきたい。